

入 札 説 明 書 類

件名：メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

令和6年7月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあっては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和6年7月16日)までにメールにて提出すること。
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和6年7月24日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。
また、提出期限(令和6年7月25日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和6年7月25日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、
開札当日(令和6年7月26日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式」にかかわる入札公告（令和6年7月8日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：導入：令和6年11月20日 ドメイン変更対応：令和7年3月31日 保守：令和8年3月31日
- (4) 納入場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- (5) 入札方法
入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年7月16日(火)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約第一係 nyusatsul@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和6年7月24日(水)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和6年7月25日(木)17時00分 **(郵送の場合も同様)**

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日**(令和6年7月25日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日**(令和6年7月26日)に**開札会場へ持参すること**。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約第一係

電話：０７２－６４１－９８２４

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和６年７月２６日開札 メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和６年７月２６日開札 メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記５の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和６年７月２６日（金）１１時００分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕 様 書

第1章 調達の概要

1.1. 調達の背景及び目的

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)では、老朽化したメールシステムの更改およびメールシステムの更改に付随するシステム導入を検討している。更改後のメールシステムとしてはクラウドサービスの導入を考えており、本クラウドメールサービス及び付随するシステムの構築を対象とした調達を行う。

また、令和7年4月にドメイン変更を予定しており、ドメイン変更によるメールアドレスの変更が必要になるため、ドメイン変更に伴う対応もあわせて行う。

1.2. 調達の適用範囲

本仕様書の適用範囲は、メールシステムの更改およびメールシステムの更改に付随するシステム導入にかかる、設計、構築(据付、工事等)、動作検証、教育、各種調整、および保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

1.3. 品名及び数量

メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

1.4. 調達内容と納入期限

(1) メールシステムの導入

・納入期限:令和6年11月20日まで

入札金額には令和8年3月31日までのメールシステム稼働に必要となるクラウドサービス料、ソフトウェアライセンス料、保守費用等を含めること。

(2) ドメイン変更対応

納入期限:令和7年3月31日まで

受注者は本システムの設計・構築・インストール及び環境設定・動作検証・教育・研修等を納入期限までに完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できるようにすること。

1.5. 納入場所

本調達機器等については、主に以下の設置場所に納入するものとし、詳細については研究所と協議のうえ、作業を実施すること。

・医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所 (大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8)

1.6. 納入検査

本調達機器等の納入完了後に研究所による納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を研究所の指定した日時までに納入すること。

1.7. 成果物

受注者は以下の書類を電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1部提出すること。電子媒体については、Microsoft Office2019(Word2019、同 Excel2019、同 PowerPoint2019)で読み込み可能な形式、又はPDF 形式(Adobe ReaderDC で読み込み可能)で作成し、納入すること。電子媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(1) システム構成図

ハードウェア構成図、ラック構成図、納入機器一覧、その他、研究所の指示する資料を提出すること。なお、本資料は、納入期限内に提出し研究所の承諾を得ること。

(2) 設計書

提案書や各種計画に基づき、本システムに係わる基本設計資料を提出すること。パラメータシートもあわせて提出すること。

(3) 移行作業手順書

移行作業が発生する場合は手順等の資料を提出すること。移行に対する考え方、移行方式、移行スケジュール、移行体制、移行作業の役割分担等を明記すること。

(4) 試験仕様書

総合試験実施前までに、試験の実施スケジュール、実施内容、他関連システムの動作確認の手順及びスケジュール等、試験の実施要綱を作成し、研究所の承諾を得ること。

(5) 運用手順書

研究所のネットワーク及びシステムの管理者(以下「運用管理者」という。)が本成果物を元に、当該システムの定常オペレーションを実施出来るよう記載すること。

(6) その他の成果物

その他、研究所との協議のうえ、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

第2章 役務作業要件

2.1. 作業体制の条件

- (1) 本調達の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
- (2) 本調達では運用管理者等との調整が必要となるため、プロジェクトマネージャを立て、その窓口として調整にあたること。
- (3) プロジェクト体制図を作成すること。プロジェクト体制図の作成にあたっては、作業責任者、役割、

連絡先を明確にすること。

- (4) 原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を提示し研究所の承諾を得ること。
- (5) 本調達に係る業務は、その全部又は受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行主要部分を再委託させてはならない。

2.2. 基本要件

- (1) 本稼働までに必要な項目（インフラ整備・環境構築・データ移行・データ連携・検証期間・並行運用等）について研究所と調整し、包括的な導入スケジュール（案）を提案し、研究所の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、隔週程度の頻度で定例会議を開催し、研究所に対して、進捗及び課題の状況等の報告を行うこと。
- (3) 本仕様書で要求する全機能について、研究所が指定する設定を完了させ、運用開始日までに利用できること。運用開始日になっても利用出来ない場合は、代替機能を受注者の負担で提供すること。
- (4) 本システムの構築環境（作業場所、電源設備等）は、受注者の負担、責任において用意すること。
- (5) 本システムの導入に伴って別途機器および、部材等が必要な場合は、受注者が負担すること。
- (6) 受注者は施行にあたり、法令に定められた手続きが必要な場合、関係各所に対し必要な手続きを行うこと。また、手続き完了後は研究所に報告すること。
- (7) 工事が発生する又は導入機器及び必要な資材の搬入を行う場合は、その一週間前までに詳細な施行及び作業内容、範囲、作業者名、スケジュール及び使用車両を研究所に報告し、承諾を得ること。また研究所が行うべき作業がある場合には、これを明示すること。
- (8) 納入物品は全て必要な環境構築及び設定がされていること。
- (9) 受注者は、本調達機器等の事前稼働検証、搬入・設置、各種ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認、教育、研修、機器等の撤去・搬出等を行うにあたり、当該各作業の実施前に研究所との調整の十分な時間的余裕をもって、各作業の実施等に関する工程表を作成し、研究所と打ち合わせを行うこと。本作業の実施にあたって、既存本番システム・業務に影響を与えないこと。また、切替えにあたって、研究所職員の負担を軽減する方策を検討すること。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本システムが正常稼働するために必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。また、運用管理者との必要な調整等も、本調達範囲とする。
- (11) 本仕様書に基づく作業を実施するにあたり、運用管理者及び保守業者等の協力を得る場合は、研究所及び各業者と協議し、受注者の責任と負担において実施すること。
- (12) 本調達におけるシステム構築作業により、本調達外の稼働中の機器及びシステムに影響を与えた場合は受注者の責任と負担において対処すること。特に、運用管理者又は保守業者等に

対して、本作業に起因して発生した作業を依頼する場合は、研究所及び各業者と協議し、受注者が費用を負担すること。

- (13) 本システム導入にあたって、既存環境に設定、ツール等のインストールが必要となる際には、研究所及び保守業者等に設計等の情報を開示するとともに、研究所からの指示に従うこと。
- (14) 本調達機器等については、仕様を満たす増設機器(メモリ及びハードディスク等)を全て本調達機器等に取り付けた形で正常動作の確認を行った後に納入すること。
- (15) 本調達機器等については、各々の納入場所における調整を行い、正常に動作することを確認すること。
- (16) 保守業者等間の各種調整等については、受注者の責任と負担のもとに実施することとし、本システム導入にあたり、その調整等による不都合、負荷等が発生しないようにすること。

2.3. 設計・構築

- (1) 本調達に伴い、以下の作業を含むシステム設計・構築を受注者の責任と負担において実施すること。
- (2) 本調達に係る本システムが、円滑かつ迅速に導入され、かつ運用されるよう設計を行うこと。
- (3) 本調達に係る本システムにて調達した機器の組立・調整を実施すること。
- (4) 調達した機器を研究所ネットワークに接続するための LAN ケーブル等の敷設を実施すること。調達した機器は、職員と合意したネットワーク接続以外の接続を行わないこと。
- (5) 本構築にあたり、研究所ネットワーク機器等に対して設定変更が必要となる場合には、研究所に説明し同意を得たうえで必要な対応を行うこと。受注者での設定変更ができない場合は、必要な設定内容とその理由を研究所へ説明すること。
- (6) 研究所ネットワークの安定した稼働及び業務の継続に影響を与えないよう、安全で確実な導入計画を策定すること。
- (7) 研究所と協議のうえ、導入計画書を作成し、承諾を得ること。
- (8) 導入準備、導入作業及び検証の手順等を示した導入手順書を作成すること。導入作業の手順には、各作業が正しく行われていることの確認を含めること。
- (9) 上記導入手順書を基に本システムの導入作業を実施すること。
- (10) 導入の際に、研究所ネットワークに連携する各システム等に影響を及ぼす場合は、事前に研究所に連絡すること。
- (11) 導入のために機器等の追加が必要な場合は、受注者の負担において準備し、作業終了後に撤去すること。

第3章 クラウドメールシステム要件

3.1. クラウドメールシステム要件

3.1.1 クラウドメールシステム基本要件

- (1) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度「ISMAP クラウドサービスリスト」に登録された

サービスを利用すること。ISMAP クラウドサービスリストに登録されていないサービスを利用する場合は、ISMAP 管理基準の管理策基準が求める対策と同等以上の水準であることを確認すること。(CyberMail を想定。)

- (2) 情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- (3) クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (4) 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- (5) 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、研究所が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- (6) 現在使用しているメールアドレス(XXX@nibiohn.go.jp)が新メールシステム環境にて継続して利用可能であること。
- (7) SPF/DKIM/DMARC に対応しており、ドメイン認証技術による電子メールのなりすまし防止策を講ずること。
- (8) ウイルス検知機能を有していること。
- (9) アンチスパム機能を有していること。
- (10) 「送信者(メールアドレス)、件名(キーワード)、本文(キーワード)、添付ファイル(ファイル名)」により、受信メールをブロックするための機能を有していること。
- (11) メール送信時に添付ファイルを分離して配送できる機能を有していること。
- (12) 添付ファイルの自動暗号化の機能を有していること。
- (13) データは日本国内の東西2箇所で冗長化して保存すること。
- (14) 利用ユーザ数は 700 ユーザ以上とすること。
- (15) 1ユーザ当たりのメールボックスのサイズは 100GB とすること。
- (16) メール 1 通につき、最大 200MB まで(本文+添付ファイル)送受信できること。
- (17) IMAP 接続に対応しており、Outlook、Thunderbird、Mac メール of theメールクライアントでの利用が可能なこと。
- (18) クラウドサービスへの接続において、IP アドレスによるアクセス元の制限が可能であること。
- (19) クラウドサービス等の通信要件を確認の上、各ネットワーク、セキュリティシステムへ必要な設定を行うこと。
- (20) 既存メールシステム(CyberMail)のデータについては、データ移行計画を作成して研究所の承認を得たうえでデータ移行を行うこと。移行対象となるデータは、既存メールサーバ上にある各ユーザのメールデータ、既存メールシステムで設定しているメーリングリスト設定、受信メールのブロック設定等。
- (21) 既存メールシステムを十分調査したうえで、次期クラウドメールサービスを提案・設計すること。その際、既存メールシステムからの変更点、メリット・デメリットなどを研究所担当者に提示・説明の上、同意を得ること。

3.1.2 認証に対応していない機器からのメール発信機能

- (1) 研究所内に設置の認証に対応していないシステム(約 50 システム)から送信されるメールを、メールシステムに送信するための機能を設計・構築すること。この機能を利用して発信するメールの宛先(送信先)には研究所外の宛先もある。
- (2) 認証に対応していない機器からのメール発信機能は、研究所内からのみ利用できるようにし、研究所外からはこの機能を利用できないように設計・構築すること。

3.1.3 研究所外から所内システムを利用(VPN 接続)するための機能

- (1) クラウドサービスを利用する場合には、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度「ISMAP クラウドサービスリスト」に登録されたサービスを利用すること。ISMAP クラウドサービスリストに登録されていないサービスを利用する場合は、ISMAP 管理基準の管理策基準が求める対策と同等以上の水準であることを確認すること。(OneGate を想定。)
- (2) 研究所外から研究所内のシステムを利用するにあたり、二要素認証(ID・PW+端末証明書)により VPN 接続できる環境を構築すること。また認証機能の実現にあたっては、既存の環境(GlobalProtect)を活用すること。
- (3) 研究所外からの接続(VPN 接続)の利用ユーザ数は 250 ユーザとする。ただし、利用者数を増やすことも想定されるので、利用者数は固定ではなく追加可能なしくみとすること。
- (4) 研究所外からの二要素認証を利用したアクセスは、パソコン(Windows、Mac)、スマートフォン(iOS、Android)、タブレット端末(iOS)へ証明書を入れることにより利用できること。
- (5) 二要素認証を導入するにあたり、ユーザの使用方法に変更がある部分(変更点・影響範囲等)について、研究所担当者に説明・調整をし、設計・設定を行うこと。
- (6) 端末証明書の発行、配布、更新などが容易にでき、どの端末に証明書をインストールしたかを一元管理できる機能を有すること。
- (7) 端末証明書は、1 ユーザ当たり 10 枚まで発行できること。
- (8) VPN 接続時の認証処理時において既存の認証基盤と認証情報を連携すること。

3.2. 研究所内導入機器に関して

- (1) 本調達機器等の搬入・設置は、受注者の責任と負担において行うものとする。また、研究所の指示する場所に搬入・設置を行うこと。
- (2) 搬入にあたり、搬出入のルート等を研究所の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (3) 搬入・据付・配線・調整・既設設備との接続に要する全ての費用は本調達に含むこと。
- (4) 電源工事は既設設備を調査の上、必要な電源工事を行い、電源を確保すること。本設置に伴い停電が発生する場合は、その影響範囲を調査、報告の上、研究所担当者と調整し、許可を得て行うこと。
- (5) 導入する機器類は、ラックマウント型であること。

- (6) 導入する機器類を研究所が用意する EIA 規格に準拠する 19 インチサーバラックへ設置するためのレール、留め金具等の必要部材も受注者が用意すること。
- (7) 導入する機器と既存ネットワーク機器を接続する LAN ケーブル等の必要部材も受注者が用意すること。
- (8) 既存ラックを使用する場合に既存機器の移動作業などが発生する場合は、その作業も含めておくこと。
- (9) 設置する機器は、NTP サーバと同期することで、時刻同期できること。
- (10) SNMP サーバ、syslog サーバ等とも連携できること。
- (11) 機器の故障等で再構築が必要となった場合に早期に復旧できるよう、構築時の設定内容のバックアップを取得し、バックアップからの復旧手順書と共に納品すること。
- (12) Windows サーバで構築する場合には、研究所が提供するウイルス対策ソフトウェアをインストールすること。
- (13) 導入するサーバの定格容量を満たす UPS(無停電電源装置)を導入すること。
- (14) 停電時に UPS に接続しているサーバが安全にシャットダウンできるように設計すること。
- (15) UPS は、電源供給を継続したままバッテリーの交換が行えること。
- (16) サーバ、UPS 機器には、5 年保証をつけること。

3.3. 設計書の作成に係る要件

上記「3.1. クラウドメールシステム要件」に記述されている要件を満たす機能の構築に向けた、基本項目／詳細項目等を記載した設計書を作成すること。

3.4. 構築に係る要件

上記「3.3.設計書の作成に係る要件」で作成した設計書に基づいた設定・構築作業を行うこと。

3.5. 機能試験に係る要件

上記「3.4.構築に係る要件」の作業中又は作業後に、設計書で定義した機能が本番環境において有効であることを実証するための適切な試験を行い、発見された問題について対応し解消すること。また解消できない場合は、別の対応方法を提示すること。

- (1) 機能試験に先立って、試験計画を立案、試験計画書を作成し、研究所の承認を得ること。
- (2) 試験計画書に基づき、本番稼動前に試験を実施すること。
- (3) 全ての試験が問題なく終了したことを記録した試験結果報告書を作成し、研究所側の承認を得ること。

3.6. 保守運用要件

3.6.1 基本要件

- (1) 保守期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- (2) 受注者は、研究所内に導入した機器について保守体制を用意すること。なお、保守対応とは、問い合わせ受付窓口対応、ハードウェアの障害対応、セキュリティパッチ適用対応の総称を示すものとする。
- (3) 保守サポートはメールおよび電話による QA サポートにて行うこと。尚サポート時間帯は、休日・祝日・年末年始休業日(12/29-1/3)を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:30 とすること。なお、研究所内に導入した機器に障害が発生した場合の保守はオンサイト対応すること。
- (4) 受注者は、保守対応における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、研究所の承諾を得ること。
- (5) ハードウェア障害と判断された時点から、原則 4 時間以内に着手し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたること。なお、保守契約期間中は、必要な交換部品の提供が可能なこと。
- (6) 研究所内に導入した機器の修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、研究所と協議のうえ、設定内容の再投入等、設定作業を行うこと。修理対応後、機器が適正に機能するか動作確認を行うこと。

3.6.2 保守運用設計

- (1) 運用管理者が本成果物を元に、当該システムの定常オペレーションを実施出来るような内容を手順書に記載すること。
- (2) 障害発生時には、研究所及び運用管理者、障害に関連する保守業者等と綿密な調整・連携を行い、保守作業を行うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本システムが正常稼働するために必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。また、運用管理者との必要な調整等も範囲とする。

3.6.3 マニュアル作成(管理者用、利用者用)、導入教育

- (1) 新システムの利用者ならびに運用管理者が円滑に利用・運用出来るよう下記文書を作成すること。

利用者向けマニュアル

- ・クライアント設定手順(Outlook、Thunderbird、Mac メール、スマートフォン)
- ・所外から所内システムへのアクセス手順(端末証明書のインストール、VPN 接続手順など)

管理者向け運用手順書

- ・運用管理支援事業者が本文書を元に、新システムの定常オペレーションを実施できるよう記載すること。
- ・運用開始日までに、運用管理支援事業者に対して教育・研修等を行い、運用引継ぎを円滑に行い、引継ぎ完了の承認を得ること。

- (2) 新システムの利用者向け研修を実施すること。

- ・ 研修内容: メールシステム移行について、外部からのアクセス方法について
- ・ 研修実施回数: 2回。Web 会議により開催。
- ・ 研修に参加できなかった利用者向けに Web 会議の録画データを作成すること。

第4章 ドメイン変更対応

4.1. ドメイン変更対応

- (1) 令和7年 4 月 1 日にドメイン変更を予定しており、ドメイン変更によるメールアドレスの変更対応もあわせて実施すること。
- (2) 旧メールアドレス宛のメールを一定期間(3ヶ月程度を想定)、新メールアドレスへの転送設定を行うための手順書を作成し、引継ぎを行うこと。
- (3) 旧メールアドレスの移行を行うこと。移行対象となるデータは、各ユーザのメールアドレス、システムで設定しているメーリングリスト設定、受信メールのブロック設定など。
- (4) ドメイン変更対応に伴い、利用者側での対応が必要になる場合には、手順書等を作成して新ドメインへの移行が円滑に行えるよう支援すること。

第5章 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (2) 本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに研究所に報告するとともに改善措置を講じること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - (ア) 研究所が受注者に提供し又は受注者によるアクセスを認めた情報の外部への漏えい及び目的外利用
 - (イ) 研究所が委託したシステム及び関係するシステムへの受注者の担当者以外の者によるアクセス
 - (ウ) 研究所が委託したシステム以外への受注者によるアクセス
- (3) 情報システムの構築等又は運用、保守若しくは点検の際に導入する製品(ソフトウェア及びハードウェア)については、当該情報システムのライフサイクルにおけるサポート(部品、セキュリティパッチの提供等)が継続される製品を導入すること。サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後継製品への更改計画を提出すること。
- (4) 本調達の設計・開発工程において、研究所の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われなことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制を書類等で確認できること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出できる場合は、提出すること。

- (5) 構築したシステムに研究所の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、研究所と受注者が連携して原因を調査し、排除できる体制を整備していること。また、当該体制を書類等で確認できること。

第6章 その他

- ・本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また、当該業務の目的以外に利用しないこと。本調達の履行期間終了後も同様とする。
- ・本仕様書に記載の事項に疑問が生じた場合は、研究所との協議により解決すること。本仕様書に記載がない事項で、本件の遂行に必要と認められるものについては、研究所と受注者の間で協議の上、実施すること。
- ・受注者は本業務の納入成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。本業務の最終検収後1年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して仕様書と異なる、または契約目的に照らして通常期待される条件を満たしていない等、本システムの正常な稼働等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、研究所が必要と認めた場合は、受注者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に研究所の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、研究所の承認を受けること。

以 上

契 約 書

1. 件 名 メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
3. 契 約 期 間 自 契約締結日
至 導入：令和6年11月20日
ドメイン変更対応：令和7年3月31日
保守：令和8年3月31日
4. 契 約 金 額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
うち初期費用(令和6年度)
金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
うち保守費用(令和7年度)
金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
うち 月額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と 落札者 （以下「乙」という。）とは、メールシステムの更新及び更新に付随するシステム導入作業 一式について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負

わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(守秘義務)

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失又は損

傷し、若しくは作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、若しくは甲又は甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部、又は一部を解除することができる。

(違約金)

第12条 甲が、第10条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198

条、又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場

合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう
ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」とい
う。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとと
もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要
な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適
合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定
めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。
ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第
562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求す
ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、
直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し
なければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の
追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追
完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を
解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、
乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証しとして本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するもの
とする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

(乙)

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住所

氏 名(社名)

件 名 : メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項	

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年7月16日（火）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約第一係 nyusatsul@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年7月16日（火）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約第一係 nyusatsul@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和6年7月24日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

㊞

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 〃 _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入札書在中

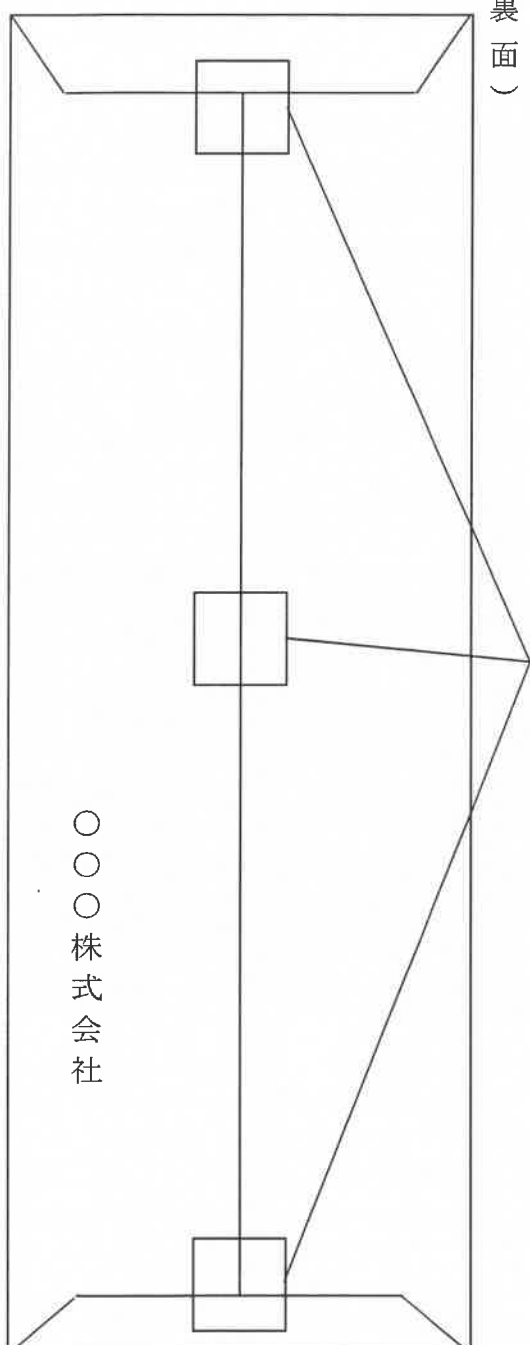
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入 札 辞 退 届

件 名： メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和6年7月26日開札 件名「メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏 名

印

令和 年 月 日

委任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 と
の下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約第一係

提出先メールアドレス nyusatsu1@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和6年7月16日（火）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和6年7月24日（水）17時00分まで

入札書 : 令和6年7月25日（木）17時00分まで

開札日の日時 : 令和6年7月26日（金）11時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	メールシステムの更改及び更改に付随するシステム導入作業 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課